平成２３年（フ）第１６３２０号
東京都小金井市東町４丁目43―４―301
債務者　桑田　耕作
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９０３号
横浜市旭区市沢町139番地２　シティハイムサンクス202
債務者　瀧本　榮一
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９０４号
横浜市旭区市沢町139番地２　シティハイムサンクス202
債務者　瀧本　美幸
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９７８号
横浜市中区寿町３丁目10番地14　第５浜松荘117号室
債務者　高橋　久子（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４５号
静岡市駿河区下島287番地の９
債務者　神谷　博美
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７３７９号
大阪市平野区喜連西３丁目２番５―1105号
債務者　中澤　明子（旧姓岩橋）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６０７号
大阪市西成区長橋１丁目４番11号
債務者　木村　武嗣
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８号
熊本県阿蘇市小里270番地12　花原コーポ106号
債務者　森﨑　靖文
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前11時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第１６２０７号
東京都荒川区荒川６丁目19―８―305
債務者　栗山　希枝（旧姓井関）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２８９号
千葉県館山市作名85―１
債務者　増田　真希（旧姓山縣）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３０８号
東京都江東区亀戸２丁目６―１―608
債務者　千葉　義憲
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３２８号
東京都葛飾区西水元２丁目18―１―503
債務者　宮崎真由美
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２号
熊本県阿蘇郡高森町大字上色見446番地
債務者　本田　千代
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第５４２号
静岡県浜松市東区有玉北町1396番地
債務者　髙橋貴美子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７４１号
静岡市駿河区手越112番地の２、旧住所静岡市葵区瓦場町39番地の１
債務者　村松　　悟
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部